

デジタルによる保険契約の減額・特約解約 ご請求にあたってのご注意

アクサ生命保険株式会社

今般、お申し出いただいたご契約の「減額・特約解約」お手続きにあたり、特にご注意いただきたい事項は下記の通りですので、ご査収のほどお願いいたします。

なお、お手続き完了後、弊社(本社)から速やかに「減額・特約解約」の完了をお知らせする通知をお送りいたしますので、ご確認ください。

記

減額・特約解約にあたってご注意いただきたい事項

1. いったんご減額・特約解約されると「減額・特約解約」を取消しする(契約を元に戻す)ことはできません。
2. お手続き完了後は、保険証券への裏書に代わり再発行保険証券をお送りいたします。なお、保険証券への裏書に代えて、別途通知書等を発行する場合があることをあらかじめご了承ください。
3. お手続きが完了するまでは各金融機関等への保険料のご請求は継続しているため、お手続き後に現在の保険料が引き落とされることがございますので、あらかじめご了承ください。
4. 団体取扱・集団扱のご契約の場合、それぞれの団体・集団により、減額・特約解約後に振替えられた保険料の取扱が異なりますので、弊社担当者・団体ご担当者にご確認ください。

減額・特約解約による払いもどし金についてご注意いただきたい事項

1. 主契約ならびに特約に関して「減額・特約解約」を行う場合、普通保険約款および特約条項に定めるところにより、
①払いもどし金が低払いもどし金割合に応じて削減される、または ②払いもどし金がないことがあります。（低払いもどし金割合については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。）
該当する商品の一覧は2ページ目「①払いもどし金が低払いもどし金割合に応じて削減される または ②払いもどし金がない商品一覧」を記載しております。該当する主契約ならびに特約の有無については保険証券にて確認ください。
2. 「減額・特約解約」に際し、払いもどし金があるときは、弊社はその払いもどし金をご契約者にお支払いします。ただし、払いもどし金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - ◆ 払いもどし金は、保険の種類・契約年齢・性別・経過年数などによって異なります。特にご契約後、短期間で減額・特約解約されたときの払いもどし金はまったくないか、あってもごく僅かですのでご注意ください。
 - ◆ 詳細は、ご契約時にお渡した「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」をあらためてご確認ください。
 - ◆ 「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」がお手元にない場合は、弊社担当者にお問い合わせください。

マイナンバー(個人番号)・法人番号 ご提供のお願いについて

減額・特約解約に際し、払いもどし金がありその金額が 100 万円を超える場合、所定の用紙にてマイナンバー(個人番号)・法人番号の申告・提出をお願いしております。該当するご契約がある場合には、減額・特約解約お手続き後に弊社より所定の用紙を郵送いたしますので、ご記入のうえご返送をお願いいたします。

①払いもどし金が低払いもどし金割合に応じて削減される または ②払いもどし金がない商品一覧

1. 払いもどし金が低払いもどし金割合に応じて削減される場合 (低払いもどし金割合については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

対象となる 主 契 約	医療給付金付個人終身保険(低払いもどし金特則付)(注 1)	初期低払いもどし金型遡増定期保険
	低払いもどし金型定期保険	無配当終身保険(低払いもどし金特則付)
	限定告知型定期保険(低払いもどし金型)	

注 1： 主契約の払いもどし金が主契約の死亡保険金額を超える場合は、主契約の死亡保険金相当額を限度とします。
また、保険料払込期間満了後の主契約の払いもどし金は主契約の死亡保険金相当額になります。

対象となる 特 約	初期入院給付特約(注 2)	介護終身保険特約(注 2)	遡増定期特約(01) (08)
	定期保険特約 (注 3)	家族収入特約(01) (注 3)	非更新型家族収入特約 (注 3)
	非更新型定期保険特約 (注 3)	ガン倍額支払特約 (注 3)	成人病入院倍額支払特約 (注 3)
	高度先進医療給付特約 (注 3)	特定疾患給付特約 (注 3)	通院給付特約 (注 3)
	長期継続入院給付特約 (注 3)	3 大疾病診断給付特約 (注 3)	女性疾病入院給付特約 (注 3)
	初期入院給付特約 (注 3)		

注 2：「低払いもどし金特則」が付加されている場合に限ります。
注 3： 医療給付金付個人終身保険に「低払いもどし金特則」が付加されている場合に限ります。

2. 払いもどし金がない場合

対象となる 主契約	無解約払いもどし金型定期保険	終身医療保険(03)(払いもどし金に関する特則付)(注 4)
	無解約払いもどし金型終身医療保険(09)(12)(注 4)	入院保障保険(終身型)(注 4)
	ガン収入保障保険(無解約払いもどし金型)	入院保障保険(終身型 09)(注 4)
	ガン治療保険(無解約払いもどし金型)	患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)
	限定告知型終身医療保険(無解約払戻金型)(注 4)	重症化予防支援保険(無解約払戻金型)(注 5)
	限定告知・無解約払戻金型終身医療保険 14(注 4)	医療治療保険(無解約払いもどし金型)(注 6)
	新医療保険(終身移行後契約)	終身医療保険 (注 7)

注 4： 保険料払込期間満了後の主契約の払いもどし金は主契約の死亡保険金相当額になります。
注 5： 保険料払込期間満了後の主契約の払いもどし金は主契約の重症化予防見舞金相当額になります。
注 6： 保険料払込期間満了後の主契約の払いもどし金は主契約の基本給付金額の 10 倍相当額になります。
注 7： 旧アカサフィンシャル生命保険にてご加入されたご契約の場合に該当します。

対象となる 特 約	定期保険特約(注 8)	ガン入院給付特約	女性疾病入院給付特約(03)
	傷害特約(注 9)	ガン先進医療給付特約	女性疾病入院・手術給付特約(I型) (II型)
	災害割増特約(注 9)	ガン先進医療給付特約(12)	女性疾病入院・特定手術給付特約
	特定疾患給付特約(03)	ガン化学療法・緩和療養給付特約	3 大疾病診断給付特約(03)
	通院給付特約(03)	ガン・上皮内新生物一時金特約	3 大疾病一時金特約
	通院支援特約(退院・外来手術時給付型)	手術給付特約	3 大疾病保険料払込免除特約
	介護終身給付特約	手術給付特約(09)	7 大疾病保険料払込免除特約
	介護終身保険特約(注 8)	手術補完給付特約	3 大疾病保険料払込免除特約(一時金付)
	疾病入院給付特約(03)(09)	手術補完給付特約(新医療保険用)(注 10)	先進医療給付特約(09)(12)
	災害入院給付特約(03) (09)	手術倍額給付特約	高度先進医療給付特約(03)
	限定告知型先進医療給付特約	生活習慣病入院給付特約(03)(09)	高度先進医療給付特約(新医療保険用)(注 10)
	限定告知型入院治療一時金特約	生活習慣病入院給付特約(新医療保険用)(注 10)	退院後療養給付特約
	限定告知型手術補完給付特約	生活習慣病長期継続入院給付特約	退院後療養給付特約(新医療保険用)(注 10)
	限定告知型 3 大疾病保険料払込免除特約	生活障害保障型遡減定期保険特約	重症化予防一時金・見舞金特約
	上皮内新生物治療給付特約	入院時手術給付特約	認知症一時金特約

長期継続入院給付特約(新医療保険用)(注 10)	入院時手術給付特約(新医療保険用)(注 10)	初期入院補完給付特約(新医療保険用)(注 10)
家族収入特約(01)(注 8)	非更新型家族収入特約(注 8)	非更新型定期保険特約(注 8)
集中治療入院給付特約(新医療保険用)(注 10)	保険料払込免除特約(配偶者型)	医療特約(注 11)
生活習慣病医療特約(注 11)	女性疾病医療特約(注 11)	
生活習慣病医療特約(終身医療保険用)(注 11)	女性疾病医療特約(終身医療保険用)(注 11)	

注 8：「払いもどし金に関する特則」が付加されている場合に限ります。
注 9：終身医療保険(03)に付加されている場合に限ります。
注 10：主契約が終身移行後契約の場合に限ります。
注 11：旧アカサフィナンシャル生命保険にてご加入されたご契約の場合に該当します。

以上